

議第56号

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い改正しようとする。

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年高山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第48条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><u>第6章 雑則（第49条）</u></p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第48条（略）</p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>（電磁的記録）</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。